

# 税務・会計便り

～中小企業投資促進税制の適用期間が延長に!～

## 中小企業投資促進税制とは？

中小企業・小規模事業者の投資を後押しするための税制として、一定の設備投資を行った場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）※の適用を認める措置です。適用期間2019年3月31日までとされていましたが、**2021年3月31日までの2年間延長**されることになりました。  
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限りです。

【中小企業庁パンフレット参照】

### 《対象者》

- 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等）
- 従業員数1,000人以下の個人事業主

### 《対象業種》

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く）※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く

### 《対象設備》 ※新品のものに限る

- **機械及び装置**【1台160万以上】
- **測定工具及び検査工具**【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】
- **一定のソフトウェア**【70万以上、複数合計70万以上】  
複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
- **貨物自動車**（車両総重量3.5トン以上）
- **内航船舶**（取得価格の75%が対象）



詳細はお気軽にお問い合わせください！

<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100